○防衛省告示第百八十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年八月十三日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年八月二十六日（予備、同月二十七日及び同月二十八日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年八月十三日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年八月二十六日（予備、同月二十七日及び同月二十八日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒

(イ)　北緯三二度四七分一二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年八月十三日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年八月三十日（予備、同月三十一日）の〇七〇〇から二三〇〇まで

区域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年八月十三日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年八月三十日（予備、同月三十一日）の〇七〇〇から二三〇〇まで

区域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年八月十三日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年八月三十日（予備、同月三十一日）の〇七〇〇から二一〇〇まで

区域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

参議院

辞令

参議院参事　関口　裕晃

秘書課勤務を命ずる

秘書課秘書主幹を命ずる（秘書課副議長公邸長）同　内藤　一衛

秘書課秘書主幹兼務を解く（以上八月十二日）

人事異動

内閣

（仙台高等裁判所判事・仙台簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　鈴木　桂子

願に依り本官並びに兼官を免ずる（八月八日）（警察庁警備局付）警視長　鈴木　邦夫

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家サイバー統括室））の併任を解除する

国家安全保障局の併任を解除する

内閣官房副長官補付の併任を解除する（内閣府大臣官房）内閣府事務官　福田　光

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家サイバー統括室））の併任を解除する

国家安全保障局の併任を解除する（警察庁警備局付）警視長　稲盛　久人

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家サイバー統括室））の併任を解除する

国家安全保障局に併任する

内閣官房副長官補付に併任する（警察庁警備局付）警視正　中山　卓映

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家サイバー統括室））の併任を解除する

国家安全保障局の併任を解除する（警察庁警備局付）警視長　鈴木　桂子

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家サイバー統括室））の併任を解除する

国家安全保障局の併任を解除する

内閣官房副長官補付の併任を解除する（内閣府大臣官房）内閣府事務官　福田　光

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（以上八月八日）

法務省

（名古屋地方裁判所判事兼名古屋簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　猪股　直子

検事一級（東京地方検察庁検事）に任命する

法務省大臣官房参事官に充てる